業務委託契約書

関西学院大学競技スポーツ局（以下「甲」という。）と●●●（以下「乙」という。）は、以下のとおり業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

甲は、本契約に定める条件に従い、第２条記載の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

第２条（委託業務の遂行及び指揮命令）

甲が乙に委託する業務は、●●部の監督業務、関西学院大学競技スポーツ局（以下「KGAD」と言う。）諸規程を遵守した競技力向上及び所属する部員の人格陶冶の為の指導、及びKGADに対する報告（以下「本件業務」という。）とする。

２　本件業務を遂行するための手段、方法、時間配分については乙の裁量に委ねられるものとし、乙は、関連法令を遵守し、誠実に本件業務を遂行する。

３　本件業務の遂行にあたり、指示、命令、監督、労務管理等は乙が行うこととし、甲は、乙に対し、業務に関する指示、命令、監督、労務管理等をしてはならない。

第３条（契約期間）

本契約の契約期間は、２０●●年４月１日から２０●●年３月３１日までとする。

２　甲及び乙は，相互に期間の延長又は短縮を申し出ることができることとする。ただし、延長を行う場合であっても、契約期間は１年間とし、延長の申し出は、契約終了の１ヶ月前までに行うものとする。

３　前項に基づく申し出については、甲乙協議の上書面による合意が成立した場合にのみ延長又は短縮できるものとする。

4　甲及び乙は、3カ月前までに相手方に書面をもって通知することにより、本契約を中途解約することができるものとする。

5　甲及び乙は、前３項により本契約が変更または中途解約となったときは、これにより生じた損害の賠償を互いに請求しない。

第４条（委託料）

甲は、乙に対し、本件業務遂行の対価として、4月～3月に月額●●●円（消費税込）を委託料として支払う。

２　前項の委託料の金額は、本件業務の変動等の事情により不相当となった場合、甲乙いずれかの申し出により合意のうえ変更することができる。

３　活動休止期間については、委託料を支払わない。

第５条（委託料の支払）

甲は、乙に対し、翌月末日までに当月分の委託料と消費税額を合わせた金額を、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

２　振込手数料は甲の負担とする。

３　乙は、甲に対し、請求書の発行を省略することができる。

第６条（解除）

甲と乙は、相手方が本契約に違反し、契約違反状態を是正するよう催告したにも関わらず、催告後相当期間を経過しても当該違反が是正されない場合には、本契約を解除することができる。

２　甲と乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、相手方に対する何らの催告なくして直ちに本契約を解除することができる。

（１）差押え、仮差押え、仮処分又は租税滞納処分の申立てを受けたとき

（２）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは私的整理手続の申立てがなされたとき又は私的整理手続が開始されたとき

（３）手形、小切手を不渡りとし又は銀行取引停止等の処分を受けたとき

（４）その他本契約を継続し難い重大な事由が発生したとき

３　本契約が解除された場合、乙は、速やかに、甲の指定する者に対し、本件業務の引継ぎを行うものとする。

第７条（守秘義務）

乙は、契約期間中に知り得た相手方の業務上の情報その他の機密情報（次の各号に該当するものを除く。以下「機密情報等」という。）を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩してはならず、本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。

（１）開示を受けた時点で既に保有している情報又は開示の前後を問わず第三者より正当に入手した情報

（２）独自に開発した情報

（３）開示の前後を問わずその責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

２　乙は、機密情報等を滅失・毀損・漏洩等することがないよう、職務担当者に対して指導・教育するほか、必要な措置を講じるものとし、各々自ら支配が可能な範囲において当該情報の管理又は保管等に関し責任を負うものとする。

３　乙は、機密情報等をその責任において万全に保管するものとし、本契約が終了した場合において、相手方から有体物である機密情報等について返却、又は、破棄を指示されたときは、その指示内容に従い廃棄するものとする。

４　本条は、本契約終了後もその効力を有するものとする。

第８条（損害賠償責任）

本件業務の遂行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害が生じた場合、乙は甲が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

第９条（労働法上の責任）

乙は、乙の雇用する人員に対して、関係法令上の責任をすべて負い、甲に対して一切の責任及び迷惑等を及ぼしてはならない。

第１０条（暴力団等反社会的勢力の排除）

乙は、甲に対し、本契約時において、乙、および乙が役員を務める会社（以下、「対象者」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

２前項のほか、対象者が直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと及び今後も行う予定がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1)自ら又は第三者を利用した、詐術、暴力的行為、杓迫的言辞又は法的な責任を超えた不当な要求等の行為

(2)相手方に対する業務妨害にあたる行為

(3)暴力団等の反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の追入及び関係を構築する行為

(4)暴力団等の反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

(5)暴力団等の反社会的勢力が甲及び乙の経営に関与する行為

３　乙は、甲が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

第１１条（契約の解除等）

甲は、乙が暴力団等反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、本契約を解除することができ、乙はこれに対し何ら異議を申し立てないものとする。

２　甲が、前項の規定により、個別契約を解除した場合には、甲はこれによる乙の損害を賠償する責を負わない。

３　乙が第１項の規定に違反したことにより甲が損害を被った場合、甲はその損害の賠償を乙に請求することができるものとする。

第１２条（その他）

本契約に定めなき事項又は本契約の履行についての不明な点及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定する。その他の甲乙それぞれが重要と判断した事項については、発生の都度、通知を行う。

第１３条（準拠法・合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については神戸地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第１４条（報告）

乙は、本件業務の進捗状況に関して、一月に１回書面又は電子メールを送信する方法等にて報告を行う。

第１５条（成果物に関する権利の帰属）

本件業務において作成された成果物および著作権その他の権利は甲に帰属するものとする。なお、乙として本件業務を研究発表や広報する場合は、甲に承諾を得るものとする。

本契約締結の証として、本契約書２通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自１通を保有する。

２０　　年　　月　　日

甲：

〒662－8501

兵庫県西宮市上ケ原一番町１－１５５

関西学院大学　競技スポーツ局長　冨田 宏治

乙：

〒